

公益社団法人配合飼料供給安定機構役員の報酬等の支給に関する基準

平成25年4月1日

(目的)

第1条 この基準は、公益社団法人配合飼料供給安定機構定款第28条第1項の規定に基づき、役員の報酬等の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 理事の報酬は、毎年度の収支予算に計上し、総会で承認された総額の範囲内で総会で定めるところにより支給する。

2 監事の報酬は、毎年度の収支予算に計上し、総会で承認された総額の範囲内で総会で定めるところにより支給する。

3 常勤役員に対する報酬の支給日は、その月の20日、期末手当については6月15日及び12月5日（その日が休日に当たるときは、その前日、繰り上げた日が休日に当たる時はさらにその前日）に支給する。

4 非常勤役員に対する報酬は、理事会等の都度支給する。ただし、非常勤の理事の日常業務に対する報酬についてはその月の末日にまとめて支給する。

(退職手当)

第3条 退職手当は、常勤役員が円満に勤務し退職する場合にその者（死亡した場合はその遺族）に支払う。

2 常勤役員の退職手当は、常勤役員として引き続いた在職期間及び退職時において支給する報酬月額等を基礎に、総会で定めるところにより支給する。

(通勤手当)

第4条 通勤手当は常勤役員に支給することとし、公益社団法人配合飼料供給安定機構職員給与規程を準用する。

(費用)

第5条 機構は、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、前払いを要する者については前もって支払うものとする。

(公表)

第6条 機構は、この基準をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(変更)

第7条 この規程の変更は、総会の決議による。

(その他)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、公益社団法人配合飼料供給安定機構の設立登記のあった日（平成25年4月1日）から施行する。